



# 島根県報

平成28年5月17日（火）

第2,801号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
保安林予定森林（4件）	(森林整備課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水産課)	4
指定漁船調書の縦覧	(       "       )	4

**告 示****島根県告示第376号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
若月 俊郎	消化器外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成28年 4月28日
松井 雪子	形成外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成28年 4月28日
梅木 俊伸	整形外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成28年 4月28日
周藤 豊	神経内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成28年 4月28日
田中 康貴	神経内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成28年 4月28日
美根 潤	小児科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成28年 4月28日
岡田 大司	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成28年 4月28日
森重 昌志	整形外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成28年 4月28日

**島根県告示第377号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字ケラ3349、3350、5074-3、5074-4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第378号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 
- 1 保安林予定森林の所在場所  
江津市都野津町2216-2
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

**島根県告示第379号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町油井石畑ケ161-2、奥平167-1、167-3、168、脱シ339-7、339-内8から339-内10まで、339-11、339-12、339-15、339-30
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 

**島根県告示第380号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町都万河原山4837、カイ鳥平5322、5323、アッソン平5324から5326まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
-

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第381号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成24年島根県告示第299号による保険に付すべき義務は、平成28年5月7日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

湖陵町加入区

---

**島根県告示第382号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

松江市美保関町美保関98 木村二郎

" 福浦620 梶谷 誠

" 七類1686 山本一夫

## (2) 加入区

美保関町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね